

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち家庭用品品質表示法の一部を改正する法律新旧対照条文

○家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県又は市が処理する事務） 第二十四条 前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。	（都道府県が処理する事務） 第二十四条 （略） （新設）